

バイオマス熱供給施設の認証基準変更に伴う グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度の運営規則変更について

2023年10月13日

バイオマス熱供給施設の認証基準変更に伴う運営規則変更①

- グリーンエネルギー証書認証機関(以下、JQA)において、以下のとおり、『グリーン熱認証基準』を改定予定。
 - 現状の「木質バイオマス熱利用施設」、「木質バイオマス蒸気供給施設(熱電供給システム)」を統合する。
 - 家畜排泄物や食品残渣など他のバイオマス燃料活用設備の認定・認証にも対応する包括的な基準として、新たに「バイオマス熱供給施設」を追加する。

＜グリーン熱認証基準の変更案＞

| 変更前 | | 変更後 | |
|-------------------------|--|------------|---|
| 木質バイオマス熱利用施設 | 木質バイオマスの燃焼による熱利用施設(熱電供給は対象外) 例: 木質チップを燃料とするバイオマスボイラーからの温水を給湯及び暖房に利用する施設 | バイオマス熱供給施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 薪材、木屑、製材残渣、建築廃材、農業残渣、家畜排泄物、下水汚泥、食品残渣等のバイオマスを利用した燃料の直接燃焼による熱供給設備(熱電供給設備も含む) ・ 熱の供給形態は温水・蒸気 例: バイオマスボイラー、バイオマスコージェネレーション |
| 木質バイオマス蒸気供給施設(熱電供給システム) | 木質バイオマスの燃焼による熱電供給システム 例: 木質チップを燃料とするコージェネレーションにより蒸気を供給する施設 | | |

※ 木質バイオマスは、グリーン熱認証基準におけるバイオマス熱の定義に含まれ、単独で認証基準を定める必然性がないことから、バイオマス熱供給施設の基準として統合・整理する。

＜グリーン熱認証基準におけるバイオマス熱の定義＞

- ・ 薪材、木屑、製材残渣、建築廃材、農業残渣、家畜排泄物、下水汚泥、食品残渣といったバイオマスを利用した燃料による熱とする。なお、上記のバイオマスについては国内で発生したもののみを対象とする。

バイオマス熱供給施設の認証基準変更に伴う運営規則変更②

- 木質バイオマス以外の他のバイオマス燃料活用設備にも対応することで、グリーン熱の普及拡大に貢献し、CO2排出削減に寄与する取組であることから、グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度においても、運営規則を変更し、方法論として「バイオマス熱供給施設」を追加してはどうか。

<グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度 方法論の変更案>

- 既存の「木質バイオマス熱利用施設」、「木質バイオマス蒸気供給施設(熱電供給システム)」を統合し、木質バイオマス以外のバイオマス設備に対応する「バイオマス熱供給施設」を、グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度の方法論として追加する。

| 変更前 | | 変更後 | |
|--------|-----------------------------|--------|--|
| 番号 | 種別方法論の名称 | 番号 | 種別方法論の名称 |
| H002-1 | 木質バイオマス熱利用施設 | H002-1 | 木質バイオマス熱利用施設 ※新規の計画認定は停止 |
| H002-2 | 木質バイオマス蒸気供給施設 (熱電供給システム) | H002-2 | 木質バイオマス蒸気供給施設 (熱電供給システム) ※新規の計画認定は停止 |
| H002-3 | バイオガス熱供給施設 | H002-3 | バイオガス熱供給施設 |
| | | H002-4 | バイオマス熱供給施設 |

※ 変更後は、「H002-1」「H002-2」で新規の「木質バイオマス熱利用施設」「木質バイオマス蒸気供給施設」の計画認定を停止し、既存の計画認定分に基づく削減相当量認証のみ継続実施する。

変更後は、新規の「バイオマス熱供給施設」の計画認定・削減相当量認証を「H002-4」で実施する。

バイオマス熱供給施設の認証基準変更に伴う運営規則変更③

- グリーン熱のCO₂換算については、デフォルト値として、代替される設備及び燃料のCO₂排出係数等を用いて算出している。
- 方法論を「バイオマス熱供給施設」に統合した場合に適用するデフォルト値については、委員の皆様からご意見等をいただいた上で、見直しの必要性について事務局で調査・検討を進めたい。

<グリーン熱種別方法論のデフォルト値>

| 種別方法論の名称 | 代替される熱設備 | 代替される燃料の 単位発熱量当たりの二酸化炭素排出係数 | 代替される熱設備の エネルギー消費効率 |
|--|----------|---|--------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 木質バイオマス熱利用施設 ● 木質バイオマス蒸気供給施設 (熱電供給システム) | ボイラー | 「都市ガス供給エリア」に含まれている場合は、 都市ガスのCO₂排出係数 を使用する。 「都市ガス供給エリア」に含まれていない場合は、業務部門は 灯油 を、産業部門は A重油 のCO ₂ 排出係数を使用する。 | ボイラーの設備効率は 98% (低位発熱量ベース)とする。 |

| 種別方法論の名称 | 代替される熱設備 | 代替される燃料の 単位発熱量当たりの二酸化炭素排出係数 | 代替される熱設備の エネルギー消費効率 |
|---------------------|----------|---|--------------------------------------|
| ● バイオマス熱供給施設 | ボイラー | 「都市ガス供給エリア」に含まれている場合は、 都市ガスのCO₂排出係数 を使用する。 「都市ガス供給エリア」に含まれていない場合は、業務部門は 灯油 を、産業部門は A重油 のCO ₂ 排出係数を使用する。 | ボイラーの設備効率は 98% (低位発熱量ベース)とする。 |

※ 運営規則において、燃料の排出係数等及びトップランナーあるいはそれに準じる設備効率を一意にとりまとめたデフォルト値を定めている。
規定に則り、原則2年に1回デフォルト値の見直しを行うこととしている。